

【研究ノート】

カリフォルニア州反SLAPP法の適用除外

Exemptions of Anti-SLAPP Law in California

渡 邊 和 道

Kazumichi WATANABE

1 はじめに

SLAPPは、Strategic lawsuit against public participationの略語であり¹、主に米国において認識されてきた不当訴訟形態である。米国では、SLAPPが市民の表現の自由に対する重大な委縮効果をもつことが実証されており²、1980年代後半から各州が反SLAPP法（Anti-SLAPP Law）の制定を開始した。我が国においては、「公的参加を妨げるための戦略的訴訟」³、「戦略に基づく公的参加封じ込め訴訟」⁴、「原告の法的利益の適正な実現を図るという民事訴訟本来の目的から離れ（あるいはそれよりも大きな動機として）、被告の公共的・社会的活動を制圧し、これに打撃を与える（恫喝を図る）民事訴訟」⁵などと翻訳されている。我が国においてSLAPPの研究がなされるようになったのは比較的近年のことであり、SLAPPの定義、態様、対策などが論者によって異なるなど、未だ学術的な体系として確立される段階には至っていない。しかしながら、我が国においても、SLAPPというべき具体的事例の出現を受けて、米国各州のように反SLAPP法を設けるべきであるとの見解が見られるようになった⁶。我が国において反SLAPP法を制定する場合、対象となる訴訟をいかに定めるかが問題となる。本稿では、米国における反SLAPP法の原点であるカリフォルニア州の反SLAPP法に関する判例の紹介を通じて、反SLAPP法の適用除外について検討する。

2 カリフォルニア州反SLAPP法の沿革

カリフォルニア州の反SLAPP法は、カリフォルニア州民事手続法（California Code of Civil Procedure.以下、Civ. Proc. Code）の条文という形で存在している。同州の反SLAPP法は、SLAPPの被告に対して、ディスカヴァリ前の早い段階で原告が提起したSLAPPの却下という結果を取得させるための手続を規定したものである。反SLAPP法により、被告に、提起された訴訟に対して「特別削除の申立て」をする権利が与えられた。特別削除の申立ての審査において、被告は、提起された訴訟の原因が反SLAPP法によって保護される行為（合衆国憲法もしくはカリフォルニア州憲法に基づく被告の請願または被告の言論の自由に関する行為）に起因することを示す必要がある。一方、原告は、勝訴の見込みがあることについて疎明することが求められる。

特別削除の申立てをする際、反SLAPP法の適用除外となる場合かどうかを検討する必要がある⁷。現行法は、被告が反SLAPP法を利用できない場合、すなわち反SLAPP法の適用除外となる場合について、Civ. Proc. Code § 425.16, subd. (d), Civ. Proc. Code § 425.17, subd. (b) および (c) に定めを置いている。

適用除外について、1992年の制定当初は、公の執行行為を反SLAPP法から免除することのみが定められていた⁸。その後、訴訟の遅延やディスカバリの停止のみを目

¹ GEORGE W. PRING & PENELOPE CANAN, SLAPPS: GETTING SUED FOR SPEAKING OUT 3 (1996). 本章については、拙稿「名誉毀損訴訟におけるSLAPPの主張」金沢星稜大学論集53巻1号106頁（2019）以下を参照。

² 吉野夏己「反SLAPP法と表現の自由」岡山大学法学会雑誌65巻3・4号710頁（2016）。

³ 松井茂記『表現の自由と名誉毀損』403頁（有斐閣，2013）。

⁴ 藤田尚則「アメリカ合衆国におけるSLAPPに関する一考察（1）」創価法学42巻3号2頁（2013）。

⁵ 瀬木比呂志「スラップ訴訟、名誉毀損損害賠償請求訴訟の現状・問題点とそのあるべき対策（立法論）」法学セミナー741号28頁（2016）。

⁶ 藤田尚則「アメリカ合衆国におけるSLAPPに関する一考察（完）」創法44巻2号146頁（2014）、松井・前掲注（3）429頁、瀬木・前掲注（5）31頁。反対説として、小倉秀夫「反スラップ法制を日本に導入することに是非」法セ780号32頁（2020）。

⁷ Navarro v. IHOP Properties, Inc., 134 Cal. App. 4th 834, 840, 36 Cal. Rptr. 3d 385 (4th Dist. 2005).

⁸ Civ. Proc. Code §425.16, subd. (d).

的として特別削除の申立てがなされるなど、一部の被告による反SLAPP法の濫用がなされたことを受けて⁹、カリフォルニア州議会は、2003年にCiv. Proc. Code § 425.17を制定し、適用除外を追加した。Civ. Proc. Code § 425.17は、「公益のみを目的とした訴訟」を反SLAPP法の適用から除外している。この2003年改正は、「公共的に重要な問題への継続的な参加を奨励することは公共の利益にかなう」との前提に立ち、反SLAPP法自体の継続性を確保することを目的としたものであった。

3 立法と法解釈

立法の観点からは、「反SLAPP法に対する暗黙の適用除外はない」とされ¹⁰、反SLAPP法の適用除外を追加するためには別途立法が必要であると解されている。反SLAPP法の適用除外に関する解釈については、「反SLAPP法に見られる規則を飲み込まないように、狭義に解釈されるべきである」とされる¹¹。

4 原告の立証責任

Civ. Proc. Code § 425.17, subd. (b) は、公共の利益のために提起される訴訟への反SLAPP条項の適用除外を定めており、その立証責任は、原告が負うものとされる¹²。また、Civ. Proc. Code § 425.17, subd. (c) は、訴訟原因が企業の営利的言論または活動に起因する場合、被告となる当該企業に反SLAPP法は適用されないとしている。訴訟原因が企業の営利的言論または活動に起因することについての立証責任についても、原告が負うものとされる¹³。

5 公的執行措置 (Public enforcement actions)

5-1 概要

Civ. Proc. Code § 425.16, subd. (b) は、「公訴官として

行動する司法長官、地方検事、または市弁護士が、カリフォルニア州市民の名の下に提起した法執行行為」は、反SLAPP申立ての対象とはならないと規定している。これは、地方自治体の名前で、または法律で特定された公務員以外の弁護士によって提起された訴訟は適用除外とされないことを意味する¹⁴。

5-2 反SLAPP法が適用除外となる要件

Civ. Proc. Code § 425.17, subd. (b) は、以下の要件がすべて満たされた場合、当該訴訟を反SLAPP法の適用除外とする旨を定めている。なお、同条の適用の基準時は訴訟の開始時である¹⁵。

要件1：原告が、一般市民や原告が所属する集団のために求められる以上の救済、またはそれと異なる救済を求めていること¹⁶。

要件2：訴訟が成功した場合、公共の利益に影響を与える重要な権利を実現し、一般市民または大規模なクラスの人々に大きな利益を与えることになること¹⁷。

要件3：私的執行の必要性があり¹⁸、原告に不相当な経済的負担を強いるものであること¹⁹。

5-3 訴状の審査

一部が公共の利益のため、または一般市民のために提起された訴訟でも、原告の個人的な救済を含む場合、原則として適用除外とならない。

5-4 判例

すべてを網羅しているわけではないが、以下、適用除外要件を満たすか否かが問われた主要な判例を紹介する。

適用除外要件を満たすとされた例

①誤解を招くおそれのある広告を差し止めるために地方検事が提起した訴訟について、本件のような公的執行措置

⁹ 藤田尚則「アメリカ合衆国におけるSLAPPに関する一考察(2)」創法43巻1号64頁(2013)参照。

¹⁰ Jarrow Formulas, Inc. v. LaMarche, 31 Cal. 4th 728, 736, 3 Cal. Rptr. 3d 636, 74 P.3d 737 (2003).

¹¹ Club Members For An Honest Election v. Sierra Club, 45 Cal. 4th 309, 316, 319, 86 Cal. Rptr. 3d 288, 293, 196 P.3d 1094, 37 Media L. Hep. (BNA) 1001 (2008).

¹² *Id.*

¹³ Simpson Strong-Tie Company, Inc. v. Gore, 49 Cal. 4th 12, 26, 109 Cal. Rptr. 3d 329, 230 P.3d 1117, 38 Media L. Rep. (BNA) 1737 (2010).

¹⁴ City of Montebello v. Vasquez, 1 Cal. 5th 409, 205 Cal. Rptr. 3d 499, 416 (Cal. 2016).

¹⁵ THOMAS R. BURKE, ANTI-SLAPP LITIGATION (THE RUTTER GROUP 2019) § 6:15.

¹⁶ 弁護士費用は「求められる以上の救済、またはそれと異なる救済」に含まれない。See *id.* § 6:13.

¹⁷ See Save Westwood Village v. Luskin, 233 Cal. App. 4th 135, 143, 182 Cal. Rptr. 3d 328 (2d Dist. 2014).

¹⁸ 私的執行の例として、消費者救済法や不正競争防止法に基づく司法長官・地方検事による訴訟提起がある。

¹⁹ See City of Colton v. Singletary, 206 Cal. App. 4th 751, 778, 142 Cal. Rptr. 3d 74 (4th Dist. 2012).

を反SLAPP条項の適用除外とすることは州の正当な利益を促進するものであり、州および連邦の平等保護条項に違反するものではないことから、Civ. Proc. Code § 425.16, subd. (b) の要件を満たすとされた例²⁰。

- ②請負業者が賃金の支払いを怠ったと主張する組合が提訴した訴訟は、「自分たちを代表して、一般市民を代表して、同様の状況にある他のすべての人々を代表して提起されたものであり、実際には原告に直接利益をもたらす金銭的救済や差止命令的救済を求めている」ことを理由に、Civ. Proc. Code § 425.17, subd. (b) の要件を満たすとされた例²¹。
- ③自動車保険の割引に関する法律の無効を主張する訴訟について、公益を代表して提起されたとしてCiv. Proc. Code § 425.17, subd. (b) の要件を満たすとされた例²²。
- ④元従業員がIns. Code § 1871.7に基づき、「国民を代表して」元雇用主の保険詐欺を理由に起こしたqui tam訴訟²³について、Civ. Proc. Code § 425.17, subd. (b) の要件を満たすとされた例²⁴。

適用除外要件を満たさないとされた例

- ⑤原告が求めた救済が、環境団体の理事会の選挙で個人的な利益であることに「疑いの余地がなかった」ため、適用除外要件を満たさないとされた例²⁵。
- ⑥2人の市議会議員が、カリフォルニア州の開会法違反と州および連邦憲法違反を主張し、午後11時までに議会の会議を終了するよう市議会に求めた訴訟について、特定の労働時間に対する市議会議員の原告の好み・嗜好に関係していたため、公共の利益のためであるとはいえず、適用除外要件を満たさないとされた例²⁶。
- ⑦警察署長の報酬を増やすことを目した委員会の投票に対する異議申立ての訴訟は、公共の利益に影響を与える重要な権利を行使しておらず、仮に成功したとしても、一般市民や多数の人々に重要な利益を与えるものではないため、反SLAPP法の適用除外とはならないとされた

例²⁷。

- ⑧全国放送のラジオトーク番組のプロデューサーと司会者に対する年齢差別を理由とするUnruh市民権法（Unruh Civil Rights Act）に基づく公民権訴訟は、Civ. Proc. Code § 425.17, subd. (b) の要件を満たさないとされた例²⁸。

6 検討

反SLAPP法が適用除外に関する判例を調査したところ、5-2において提示した要件2の該当性が問題となる判例（①②③⑥⑦など）が多い傾向にあった。訴訟が公共性の高い法規に基づく場合や、法律の無効を求める場合、訴訟の影響が広範に及ぶ蓋然性が高く、公共性を推認することが容易であることが理由として考えられる。一方で、⑧のように、要件該当性の審査において、法源や訴訟形態の公共性ではなく、提訴理由そのものの公共性が判断の対象となることを示唆する例も存在する。

また、要件1の該当性が問われるもの（②⑤など）も少なくなかった。これは、SLAPPは、被告に多額の請求をすることにより言論活動を封殺するものであるところ、原告個人の過剰な利益が請求に含まれない訴訟であれば、それをSLAPPと位置付けること自体が不相当であるからであろう。

7 おわりに

SLAPPをはじめとする訴権の濫用によって市民の憲法上の権利が不当に制約される事態は回避されなければならないことから、我が国においても何らかの形で反SLAPP法を整備すべきであろう。しかし、カリフォルニア州における2003年改正前の事態のように、反SLAPP法が濫用されて正当な権利を有する市民の訴訟提起が制限される懸念がある。そのため、反SLAPP法が適用される訴訟の態

²⁰ People v. Health Laboratories of North America, Inc., 87 Cal. App. 4th 442, 451,104 Cal. Rptr. 3d 618 (1st Dist. 2001).

²¹ Northern California Carpenters Regional Council v. Warmington Hercules Associates, 124 Cal. App. 4th 296, 299, 20 Cal. Rptr. 3d 918 (1st Dist. 2004).

²² Foundation for Taxpayer and Consumer Rights v. Garamendi 132 Cal. App. 4th 1375, 1389, 34 Cal. Rptr. 3d 368 (2d Dist. 2005).

²³ 私人による課徴金の取立訴訟。政府との契約の相手方である企業や個人の不正を発見した者は、その相手方を被告として賠償を求める民事訴訟を提起できる。環境保全や内部告発者保護等の手段として用いられることがある。

²⁴ People ex rel. Strathmann v. Acacia Research Corp., 210 Cal. App. 4th 487, 498-505,148 Cal. Rptr. 3d 361 (4th Dist.2012).

²⁵ See cases cited *supra* note 11.

²⁶ Holbrook v. City of Santa Monica, 144 Cal. App. 4th 1242, 1249-1250, 51 Cal. Rptr. 3d 181 (2d Dist. 2006).

²⁷ Schwarzburd v. Kensington Police Protection & Community Services District Board, 225 Cal. App. 4th 1345, 1354, 170 Cal. Rptr. 3d 899 (1st Dist. 2014).

²⁸ Ingels v. Westwood One Broadcasting Services, Inc 129 Cal. App. 4th 1050, 1064, 28 Cal. Rptr. 3d 933 (2d Dist. 2005).

様を反SLAPP法の趣旨目的に沿うかたちで限定することが必要であると考えられる。例えば、我が国においては、住民訴訟（地方自治法242条の2）、消費者契約法に基づく消費者団体訴訟などについて、反SLAPP法の適用除外とすることが考えられる。また、5-4③のように、法令の無効を主張する訴訟が公共の利益を代表するものとして認められた例が存在することからすれば、法令が違憲無効である旨を主張する訴訟は、反SLAPP法の適用除外になると解す

るべきであろう。

今後の課題として、①我が国において差止め訴訟を反SLAPPの適用除外とすべきか否か、②差止め訴訟を適用除外としない場合、公共の利益性をいかに判断するのか、および③損害賠償請求訴訟を反SLAPPの適用除外とすべきか否か、という三点を検討する必要がある。次稿にて、この点の検討を行う予定である。

参考文献

- 松井茂記『表現の自由と名誉毀損』（有斐閣、2013）
烏賀陽弘道『スラップ訴訟とは何か』（現代人権社、2015）
綿貫芳源「アメリカ法曹便りアメリカにおけるSLAPP訴訟の動向（1）-（3完）」（1）法律のひろば50巻4号60-61頁（1997）、（2）同5号68-69頁（1997）、（3完）同6号66-67頁（1997）
烏賀陽弘道「『SLAPP』とは何か—『公的意見表明の妨害を狙って提訴される民事訴訟』被害防止のために」法律時報82巻7号68-74頁（2010）
藤田尚則「アメリカ合衆国におけるSLAPPに関する一考察（1）-（完）」（1）創価法学42巻3号1-45頁（2013）、（2）同43巻1号25-73頁（2013）、（3）同43巻2号167-204頁（2013）、（4）同43巻3号35-64頁（2014）、（5）同44巻1号1-27頁（2014）、（完）同44巻2号107-147頁（2014）
青木歳男ほか「特集1スラップ訴訟（恫喝訴訟・いやがらせ訴訟）」消費者法ニュース106号4-35頁（2016）
青木歳男「スラップ対策の課題（1）-（5）」（1）消費者法ニュース113号112-115頁（2017）、（2）同114号102-105頁（2018）、（3）同115号134-138頁（2018）、（4）同116号196-199頁（2018）、（5）同117号86-89頁（2018）
青木歳男ほか「特集スラップ訴訟の形態と対策」法学セミナー780号7-42頁（2020）
澤藤統一郎ほか「特集スラップ訴訟」法学セミナー741号16-49頁（2016）
吉野夏己「反SLAPP法と表現の自由」岡山大学法学会雑誌65巻3・4号709-768頁（2016）
吉野夏己「スラップ訴訟と表現の自由」岡山大学法学会雑誌67巻3・4号431-456頁（2018）
渡邊和道「名誉毀損訴訟におけるSLAPPの主張」金沢星稜大学論集53巻1号103-109頁（2019）
George w. Pring & Penelope Canan, SLAPPs: Getting Sued for Speaking Out (1996)
David I. Levine et al., Cases and Materials on California Civil Procedure (5th ed. 2015)
David I. Levine et al., O'Connor's California Practice Civil Pretrial 2018 (2018)
David I. Levine, Civil Procedure in California State and Federal (2018 ed. 2018)
Walter W. Heiser, California Civil Procedure (4th ed. 2017)
Walter W. Heiser, California Civil Procedure Handbook Rules, Selected Statutes and Cases, and Comparative Analysis (2018-2019 ed. 2018)
THOMSON REUTERS, California Code of Civil Procedure (2020)

※本研究の一部は、JSPS 科研費JP17K18214の助成による成果である。